

栃木県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年1月29日

栃木県指令市町村第864号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、栃木県内の全市町（以下「構成市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、栃木県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、構成市町において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、宇都宮市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、37人とする。

2 広域連合議員は、構成市町の長又は議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町の長又は議員のうちから、各構成市町の議会において、別表第2左欄に定める区分に応じ、同表右欄に掲げる人数を選挙する。

2 構成市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(広域連合議員の任期等)

第9条 広域連合議員の任期は、当該構成市町の長又は議員としての任期による。

2 広域連合議員が構成市町の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等)

第11条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長及び会計管理者(以下「広域連合長等」という。)を置く。

2 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合長等の選任等の方法)

第12条 広域連合長は、構成市町の長のうちから、構成市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、構成市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、構成市町の会計管理者のうちから、広域連合長が任命する。

(広域連合長等の任期等)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、構成市町の長としての任期による。

2 会計管理者は、当該構成市町の会計管理者でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任されるものにあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する構成市町の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条から第13条までの規定中会計管理者に関する部分については、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、宇都宮市内において行うものとする。
- 4 広域連合に係る会計事務については、平成19年3月31日までの間は、広域連合長が兼掌する。
- 5 平成19年3月31日までの間は、第14条中「職員」とあるのは、「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。
- 6 平成19年度及び平成20年度の構成市町の負担金については、別表第3中「高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療の被保険者割」とあるのは、「老人保健法に基づく老人医療受給対象者割」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この規約は、平成19年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年3月23日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書の引渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 上記事務に付随する事務

別表第2（第8条関係）

| 市又は町の人口 | 議員定数 |
|------------------|------|
| 100,000人以下 | 1人 |
| 100,001～300,000人 | 2人 |
| 300,001人以上 | 3人 |

別表第3（第17条関係）

- 共通経費

負担割合

| | |
|---------------------------|-----|
| 均等割 | 10% |
| 高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療の被保険者割 | 40% |
| 人口割 | 50% |

- 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額

- 保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額

市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額

- 保健事業に要する経費

高齢者医療確保法第125条の規定に基づき実施する保健事業において、市町と広域連合が国の補助基準、市町における事業実績等を勘案して定める額に健康診査を受診した者の数を乗じて得た額

3 広域連合議会歴代議員名簿

| 選出市町名 | 氏名 | 公職名 | | 任期 |
|-------|--------|-----|-----|---|
| | | 首長 | 議員 | |
| 宇都宮市 | 佐藤 栄一 | 市長 | | H19. 2. 27～H20. 11. 27、H20. 12. 5～ |
| | 小林 睦男 | | 議員 | H19. 2. 27～H19. 4. 30 |
| | 黒後 久 | | 議員 | H19. 2. 27～H19. 4. 30、H19. 5. 18～H20. 5. 30 |
| | 石井 万吉 | | 議員 | H19. 5. 18～H20. 5. 30 |
| | 塚原 毅繁 | | 議員 | H20. 6. 11～H21. 6. 1 |
| | 山崎 守男 | | 議員 | H20. 6. 11～H21. 6. 1、H21. 6. 5～ |
| | 山本 正人 | | 議員 | H21. 6. 5～ |
| 足利市 | 帆足 章 | | 議長 | H19. 3. 23～H19. 4. 30 |
| | 佐川 宗男 | | 副議長 | H19. 3. 23～H19. 4. 30 |
| | 酉田 智男 | | 議長 | H19. 5. 18～H21. 6. 15 |
| | 松村 和久 | | 副議長 | H19. 5. 18～H20. 6. 16 |
| | 黒川 貫男 | | 副議長 | H20. 6. 23～H21. 6. 15 |
| | 大豆生田 実 | 市長 | | H21. 6. 23～ |
| | 中山 富夫 | | 議長 | H21. 6. 23～ |
| 栃木市 | 内藤 弘司 | | 議長 | H19. 2. 23～H19. 4. 30 |
| | 吉田 稔 | | 議長 | H19. 5. 18～ |
| 佐野市 | 岡部 正英 | 市長 | | H19. 2. 23～H21. 4. 16、H21. 5. 12～ |
| | 山越 密雄 | | 議長 | H19. 2. 23～H21. 4. 16、H21. 5. 12～ |
| 鹿沼市 | 阿部 和夫 | 市長 | | H19. 2. 27～H20. 6. 20 |
| | 阿見 英博 | | 議長 | H19. 2. 27～H19. 9. 19 |
| | 小松 英夫 | | 議長 | H19. 9. 27～H21. 9. 28 |
| | 佐藤 信 | 市長 | | H20. 7. 8～ |
| | 飯塚 正人 | | 議長 | H21. 9. 29～ |
| 日光市 | 山越 梯一 | | 副議長 | H19. 2. 23～ |
| 小山市 | 大久保 寿夫 | 市長 | | H19. 2. 22～H20. 7. 30、H20. 9. 1～ |
| | 山口 忠保 | | 議長 | H19. 2. 22～H19. 4. 29 |
| | 松島 不三 | | 議長 | H19. 5. 16～ |
| 真岡市 | 福田 武隼 | 市長 | | H19. 3. 16～H21. 5. 14 |
| | 井田 隆一 | 市長 | | H21. 6. 23～ |
| 大田原市 | 千保 一夫 | 市長 | | H19. 3. 5～H21. 5. 26 |
| | 小林 正勝 | | 議長 | H21. 6. 8～ |
| 矢板市 | 遠藤 忠 | 市長 | | H19. 3. 1～H20. 4. 16、H20. 4. 23～ |

| 選出市町名 | 氏名 | 公職名 | | 任期 |
|-------|--------|-----|----|---|
| | | 首長 | 議員 | |
| 那須塩原市 | 栗川 仁 | 市長 | | H19. 3. 2～H21. 2. 12、H21. 3. 3～ |
| | 高久 武男 | | 議長 | H19. 3. 2～H19. 4. 27 |
| | 植木 弘行 | | 議長 | H19. 5. 10～H21. 4. 30 |
| | 平山 英 | | 議長 | H21. 5. 14～ |
| さくら市 | 秋元 喜平 | 市長 | | H19. 3. 5～H21. 4. 23 |
| | 人見 健次 | 市長 | | H21. 5. 20～ |
| 那須烏山市 | 大谷 範雄 | 市長 | | H19. 3. 6～ |
| 下野市 | 広瀬 寿雄 | 市長 | | H19. 3. 6～ |
| 上三川町 | 猪瀬 成男 | 町長 | | H19. 3. 19～H19. 5. 28、H19. 6. 5～ |
| 上河内町 | 手塚 順一 | 町長 | | H19. 3. 7～H19. 3. 30 |
| 河内町 | 落合 國男 | | 議員 | H19. 3. 5～H19. 3. 30 |
| 西方町 | 若林 照一 | 町長 | | H19. 3. 14～H20. 12. 31 |
| | 古澤 悦夫 | 町長 | | H21. 2. 13～ |
| 二宮町 | 藤田 忠義 | 町長 | | H19. 3. 6～H21. 2. 22 |
| 益子町 | 大塚 朋之 | 町長 | | H19. 3. 16～ |
| 茂木町 | 古口 達也 | 町長 | | H19. 3. 6～ |
| 市貝町 | 小林 利恒 | 町長 | | H19. 3. 6～ |
| 芳賀町 | 森 仁 | 町長 | | H19. 3. 6～H19. 5. 17 |
| | 豊田 征夫 | 町長 | | H19. 5. 21～ |
| 壬生町 | 田中 一男 | | 議員 | H19. 3. 7～ |
| 野木町 | 永田 元一 | 町長 | | H19. 3. 7～H19. 4. 30、H19. 5. 8～H20. 7. 16 |
| | 真瀬 宏子 | 町長 | | H20. 9. 29～ |
| 大平町 | 鈴木 俊美 | 町長 | | H19. 3. 15～H20. 9. 2、H20. 9. 26～ |
| 藤岡町 | 永島 源作 | 町長 | | H19. 2. 28～ |
| 岩舟町 | 栃木 實 | 町長 | | H19. 3. 19～H20. 8. 15 |
| | 針谷 育造 | 町長 | | H20. 9. 24～H21. 8. 9 |
| | 茂呂 幸司 | 町長 | | H21. 10. 15～ |
| 都賀町 | 青木 富士夫 | 町長 | | H19. 3. 15～ |
| 塩谷町 | 柿沼 尚志 | 町長 | | H19. 3. 6～H20. 8. 28 |
| | 手塚 功一 | 町長 | | H20. 9. 9～ |
| 高根沢町 | 高橋 克法 | 町長 | | H19. 3. 5～ |
| 那須町 | 佐藤 正洋 | 町長 | | H19. 3. 9～ |
| 那珂川町 | 川崎 和郎 | 町長 | | H19. 3. 6～ |

※公職名は就任時を記載

(平成21年10月15日現在)

4 運営懇談会

(1) 運営懇談会とは

制度の健全かつ円滑な運営のため、被保険者及び学識経験者等の方々より、幅広い意見を聴取することを目的として設置しています。

(2) 運営懇談会委員名簿（平成21年9月1日現在）

| 委員の区分 | 氏名 |
|-------------------|--------|
| 被保険者を代表する委員 | 齋藤 馨 |
| | 渡部 金吾 |
| | 佐藤 六夫 |
| | 吉澤 章 |
| 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 前原 操 |
| | 瓦井 昭二 |
| | 渡辺 建太郎 |
| 公益を代表する委員 | 松島 不三 |
| | 鈴木 良四郎 |
| 被用者保険等被保険者を代表する委員 | 栗田 昭治 |
| | 田野辺 操 |
| 学識経験を代表する委員 | 丸木 一成 |
| | 後藤 敏郎 |

5 情報公開・個人情報保護審査会

(1) 情報公開・個人情報保護審査会とは

情報公開条例及び個人情報保護条例の適正かつ円滑な運営のために設置しています。

(2) 委員名簿（平成21年10月1日現在）

| 委員の区分 | 氏名 |
|-------------|----------------|
| 学識経験を代表する委員 | 宮原 均 (審査会長) |
| | 岡村 世里奈 |
| | 田中 徹歩 |
| | 佐藤 六夫 |
| | 柴田 健次 |

6 職員情報等

(1) 職員について

当広域連合の職員は、主に広域連合の構成団体である県内の市・町から派遣された職員で構成されています。

(2) 各年度の派遣職員等の状況

(単位：人)

| 派遣元団体等 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|---|
| 県・市・町・国保連合会からの派遣職員 | 栃木県 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| | 宇都宮市 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | 足利市 | | 1 | 1 | 1 |
| | 栃木市 | | 1 | 1 | 1 |
| | 佐野市 | | 1 | 1 | 1 |
| | 鹿沼市 | | 1 | 1 | 1 |
| | 日光市 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 小山市 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 真岡市 | | 1 | 1 | 1 |
| | 大田原市 | | 1 | 1 | 1 |
| | 矢板市 | | | 1 | 1 |
| | 那須塩原市 | | 1 | 1 | 1 |
| | さくら市 | | | 1 | 1 |
| | 那須烏山市 | | 1 | 1 | 1 |
| | 下野市 | | | 1 | 1 |
| | 上三川町 | | 1 | 1 | 1 |
| | 西方町 | | | | |
| | 益子町 | | | 1 | 1 |
| | 茂木町 | | | | |
| | 市貝町 | | | | |
| | 芳賀町 | | | | |
| | 壬生町 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 野木町 | | | 1 | 1 |
| | 大平町 | | 1 | 1 | 1 |
| | 藤岡町 | | | | |
| | 岩舟町 | | | 1 | 1 |
| | 都賀町 | | | | |
| | 塩谷町 | | | | |
| | 高根沢町 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 那須町 | | | 1 | 1 |
| | 那珂川町 | | 1 | 1 | 1 |
| 国保連合会 | 2 | 3 | 1 | 1 | |
| 小計 | 11 | 23 | 27 | 27 | |
| 非常勤職員 | | | 1 | 1 | |
| 嘱託職員 | | | 1 | 2 | |
| 臨時職員 | | 1 | 4 | 3 | |
| 合計 | 11 | 24 | 33 | 33 | |

7 広域連合電算処理システムの概要

(1) 広域連合電算処理システム

後期高齢者医療制度の運営は、「後期高齢者医療制度 広域連合電算処理システム」(以下「標準システム」という)を中心に行われています。このシステムは、構成する市町をはじめ、関係機関と情報をやりとりすることにより、様々なデータを処理しています。

(2) 標準システムの主な業務内容

標準システムにおける電算処理は、市町に設置してある窓口端末を用いて広域連合サーバにデータの入力や窓口において帳票出力を行うオンライン処理と、市町や関係機関から連携されて広域連合で管理しているデータを基に広域連合サーバにて行う一括処理(以下「バッチ処理」という)とがあります。

バッチ処理には、約230程度の種類があり、各業務に必要なものを組み合わせて1つの処理をします。その処理は基本的にオンラインを停止させた夜間に実施しますが、毎日実行するものと、随時で実行するものがあります。当広域連合においては随時分を月平均で約40回程度実施しています。

そして、その結果を市町に配信し、データを市町システムに反映しています。ここでは、各業務における主な処理内容を記載します。

① 資格業務

- ・ 被保険者情報管理業務
- ・ 負担区分管理業務
- ・ 被保険者証等の証発行業務
- ・ 統計資料作成業務

② 保険料業務

- ・ 保険料算定業務
- ・ 保険料率算定業務
- ・ 所得情報管理業務
- ・ 保険料収納業務
- ・ 統計資料作成業務

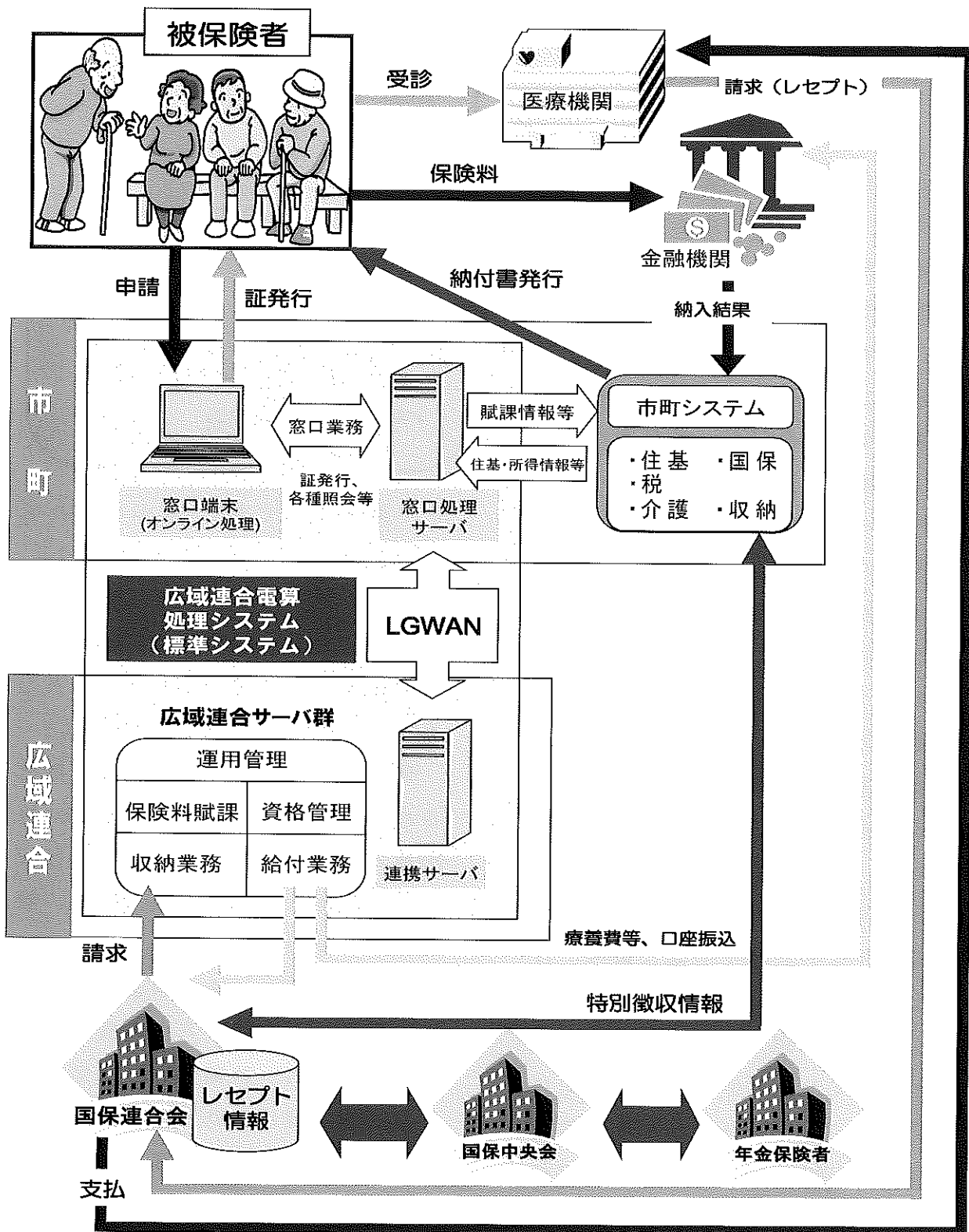
③ 給付業務

- ・ レセプト管理業務
- ・ 療養費支給業務
- ・ 高額療養費支給業務
- ・ 高額療養費特別支給金業務
- ・ 葬祭費支給業務
- ・ 医療費通知作成業務
- ・ 統計資料作成業務

(3) 標準システムのバージョンアップ

標準システムは、機能追加や機能改善、及び不具合対策のために、平成19年6月のシステムリリース以降で約100回(平成21年8月末現在)のバージョンアップ及びリビジョンアップを実施しています。

(4) システム概要図



～ どうなる!?広域連合 ～

広域連合が統計年報の創刊号を発行する、と伺った。ともあれ、後期高齢者医療制度、そして、その制度を担う広域連合が、荒波に揉まれながらも無事1年を乗り越えることができたことに安堵している。船出の準備に携わりながら一番大変な時に去り、後事を残った方、新しく加わった方々に託した者として、改めて皆さんのご苦勞を思うと同時に、私自身も肩の荷を降ろす思いだ。

平成18年4月、私は県の保健福祉部次長に就き、後期高齢者医療制度を担当することになった。医療保険制度に関する知識、経験は皆無だし、『広域連合？何それ？』という感じだった。慌てて法律を読み、資料を繰って付け焼刃の知識を身に付け、その頼りない武器で会議に臨み、はたまた、市町や国保連などにお邪魔していた。今思うと冷や汗ものだったが、よくしたもので、私とともに担当することになった2人の県職員、後日、3市2町と国保連から折り紙付



- ・廣澤 敬行（栃木県職員）
- ・平成18年度事務局長

きで派遣されてきた8人がいずれも頼りがいがあり、覚束ない足取りの私を支えてもらった。今は懐かしい、旧宇都宮市水道局庁舎に広域連合設立準備委員会事務局をどうやら立ち上げたのが9月1日のことだった。

後期高齢者医療制度の運営に特化されたものとは言え、広域連合は特別地方公共団体。議会もあれば行政委員会もあり、はたまた、財務、服務など諸々の規定も必要、事務局運営経費は？等々、産みの苦しみの中で、職員は文字通り八面六臂の仕事振り。私一人、県職員との二足のワラジを履き続け、結局どちらも中途半端で、広域連合、保健福祉部双方

に大変迷惑をかけた。

また、準備委員会の正副会長、そして、広域連合設立以降は正副連合長を引き受けていただいた吉谷足利市長（当時）、清水壬生町長をはじめ各市町長の皆さんは、それぞれこの制度に関しては一家言持ちながらも、広域連合設立、制度の円滑なスタートについてご理解いただき、議員の選出、運営費の負担、職員の派遣等々、大変なご協力をいただいた。

こうして翌年2月1日、『栃木県後期高齢者医療広域連合』が発足し、同日の連合長選挙、3月28日の第1回議会を経て、20年4月の制度スタートに向けた体制が整えられた。

制度そのものへの批判、スタート前後の混乱はありながらも、1年半が経過した。そして、過日の総選挙の結果、後期高齢者医療制度の廃止を掲げる新しい政権が誕生することになった。また、今日（9月3日）の新聞によると、19年度の国民医療費は34兆円に達し、うち約30パーセントを75歳以上の『後期高齢者』が占め、75歳以上の一人当たり医療費は79万円余という。今後さらに高齢化

が進むことを考えると医療保険制度の課題は重い。

後期高齢者医療制度はどうなるのだろうか？

広域連合はどうなるのだろうか？

荒波を乗り越えてきた広域連合の行く手には、また更なる荒波が待ち受けているようだ。

～ 貴重な経験 ～

平成18年4月、私は宇都宮市の保健福祉総務課の新任補佐として年度初めのドタバタの渦中にいました。

そんな中、部内では不穏な動きがあり、平成20年度から老人医療に代わる新しい制度ができるので、その立ち上げ要員として誰かが県に派遣されるようだという噂が飛び交うようになったのです。

だんだんとその話は具体性を帯びてきて、一人は部内の補佐級から出されるということになり、ふたを開けたら私に白羽の矢がたっていました。

早速、6月から税務署前の県の別館に、県や県内の市町から11人の職員が集まり、週1回の打ち合わせ作業が始まりました。古い建物で、部屋も狭く、冷房もあまり効かなかったような気がします。本当に暑い夏でした。

暑さが一段落した9月には設立準備委員会が正式に立ち上がり、それ以降は勤務地指定とかで、もう市役



- ・小野 光堂（宇都宮市職員）
- ・平成18～20年度事務局次長

所には行かず、毎日、市の水道局旧庁舎で仕事をすることになりました。

ここは、県の別館よりはるかにおんぼろの建物でしたが、幸い、スペースは十分で駐車場も確保されていました。

さすがに、もうこの頃になると覚悟も固まり、期限が切られた仕事をいかに成し遂げるかに、全員が必死になっていました。

そして、年が明けた2月に首尾よく県内で初めての「広域連合」が設立し、翌平成19年度からは職員の増員が図られ、20年度の制度スタートに向け、事業の具体的準備にとりかかりました。これまた、困難な作業

でしたが、まさに、ワン・フォア・オールで幾多の難局も乗り越え、平成20年4月を迎えることになりました。

ところがスタート早々、保険料が老人医療より高くなった、被保険者証が届かない等々の問い合わせが殺到し、その度にマスコミに叩かれたり、構成団体である県内の市町との調整や議会対応など息つく暇もない日々が続きました。

こんな感じで2年10か月を後期高齢者医療に関してきましたが、特に、県庁の職員や多くの市町の職員と一緒に仕事ができ、その中で学んだことは多かったと思います。今となつては懐かしい思い出です。そして、貴重な経験でした。

私が広域連合を去る平成21年度の歓送迎会の席である人が「皆で同じ釜の飯を食ってきたが、立ち上げ準備に携わった俺達は釜の底のお焦げを食べてきた。」と言いました。言い得て妙だなと思いました。ただ、一番美味しいのも焦げた部分なのかもしれません。

美味しいお焦げを食べさせてい

だいたお陰で自分自身の血となり肉となったような気がします。あらためて広域連合に感謝し、年報発刊に寄せる言葉とさせていただきます。

～ 不安とプレッシャーの 中で(11人の闘いの日々)～

平成18年6月30日(金)午前10時、県庁内某会議室に集まった8人の表情は、いずれも複雑で緊張感にあふれていた。

8人は、後期高齢者医療広域連合設立準備作業チームのメンバーとして、県内5市町及び県国民健康保険団体連合会から派遣を命じられた者たちである。これから、この8人に県職員3人を加えた総勢11人で、後期高齢者医療制度という耳慣れない制度の運営主体となる広域連合という一つの特別地方公共団体を年度内に設立しなければならないという彼らに課せられた使命とそれに伴うプレッシャーが、その表情を硬くする原因であった。

このわずか半月前に、いわゆる医療保険制度改革関連法案が可決・成立したばかりであった。国会審議に関する報道等で制度の概要について断片的には知ってはいたものの、制度の詳細などについては、「すべて



- ・原山 光史(栃木県職員)
- ・平成18～19年度総務課長

今後の政省令待ち」という状況で資料も乏しく、先行きが極めて不透明な中での船出であった。

その後、11人は、それぞれ派遣元での本来の業務をこなしながら、週1回のペースで宇都宮に参集し、広域連合設立に向けた具体的な準備を進めるための「設立準備委員会」を9月にはスタートさせるべく、夏休みで外を遊び回る子どもたちの歓声を尻目に、精力的に協議・検討を進めた。委員会としての意思決定の仕組みや事務局体制、設立までに必要な手続き、委員会に要する経費など、わずか2ヶ月足らずで整理するには、問題は山積状態であったが、当初の

予定どおり8月末に設立準備委員会を立ち上げることができた。

準備委員会設立後の9月からは、各メンバーはそれぞれの団体を離れ、県庁近くに設置した事務局に通勤し、広域連合設立に向けた本格的な準備作業を進めた。広域連合の憲法たる「規約」、広域連合議会に関する事項はもとより、組織・人事・財務等各方面にわたる条例・規則といった広域連合の根幹をなす部分の整備等を進める一方で、構成団体となる県内全市町との連絡調整に追われる日々であった。それでも11人の士気は、全く低下することなくずっと高いレベルを維持し続け、翌平成19年2月1日、栃木県後期高齢者医療広域連合設立の日を迎える運びとなった。厳しい状況の中、予定どおり広域連合設立を果たせたのは、メンバー各人の、何が何でも自分たちに課せられた使命を立派にやり遂げようとする強い責任感と熱意、さらには各市町、団体を代表してこのチームに加わっているという自負のなせる技であった。

加えて、降ってわいたような年度

中途の職員派遣依頼であったにもかかわらず、関係市町、団体には県の意を十分に汲んでいただき、快く有能な職員を派遣していただいた。県と市町、国保連が一体となって取り組んだ、過去に例を見ない一大プロジェクトであったが、このような派遣元の各団体の首長始め関係者の方々の英断と、派遣された職員各人の不断の努力なくしては、広域連合設立は到底なし得なかったものと断言できる。私自身、このプロジェクトに当初より参加できたことを今も誇りに思う次第である。

その後、1年間の準備期間を経て、後期高齢者医療制度はスタートした。スタート後、全国の広域連合に各方面から様々な厳しい声が寄せられたことは記憶に新しいし、国民生活上極めて重要な制度であることから、政治的にも様々な議論が現在でも展開されている。制度に関する言及は差し控えるが、目標に向かい11人が組織の枠を越え一丸となって汗水を流した日々の思い出は、今後も私の中で決して色あせることはないだろう。

編集後記

○後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定的に支え、国民皆保険を将来にわたって守り、従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するため、10年に渡る議論を経て、平成20年4月から施行されました。

○当広域連合は、その後期高齢者医療制度の運営を担う特別地方公共団体として、平成19年2月1日に設立しました。

○現在、県内の市・町及び県から派遣された職員27名と非常勤等職員6名の合計33名体制にて、制度の健全かつ円滑な運営を図るため、日々、後期高齢者医療に関する事務に取り組んでいるところです。

○制度施行から1年余りが経過し、平成20年度の県内後期高齢者医療の状況を、年報としてまとめました。

○作成にあたり、ゼロからの企画編成、掲載内容の決定や編集作業に大変苦勞しました。創刊号ということで、制度立ち上げ時のスナップ等を散りばめるなど、現在までの歩みを重点に編集しました。

○この年報の発刊を機に、現スタッフ一同、新たな気持ちで頑張りたいと思います。

年報編集委員

| | | |
|------|----------|-------|
| 委員長 | 事務局次長 | 浜野 信之 |
| 副委員長 | 資格給付課長 | 高橋 幹雄 |
| 委員 | 保健担当リーダー | 細川 智弘 |
| | 財務担当リーダー | 白井 司 |
| | 資格担当リーダー | 上野 公男 |
| | 財務担当 | 儀 将央 |
| | 保険料担当 | 大森 峻 |
| | 電算担当 | 新川 昌則 |
| | 給付担当 | 堀江 修 |

栃木県後期高齢者医療
広域連合年報(平成20年度)

—創刊号—

平成21年10月発行

栃木県後期高齢者医療広域連合